

## 「議決権行使ガイドライン」の改定等にかかるご案内

当社の「議決権行使ガイドライン」を改定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 1. 主な変更点

#### (1) 監査役設置会社における取締役会構成に係る対応

改正版コーポレート・ガバナンスコードにおいて、独立社外取締役 1/3 以上が求められており、株主として更に取締役会構成の強化・見直しを促すことが必要と判断しております。

従いまして、監査役設置会社の取締役会構成基準について、社外取締役を 2 名以上かつ取締役に占める社外取締役の割合が 1/3 以上であることを求めることとし、それを満たさない企業に対しては取締役の再任に反対を検討する基準を新設いたしました。

#### (2) 政策保有株式を過度に保有する企業への対応

政策保有株を過度に保有する問題点として、資本効率の低下や、議決権行使における監視機能の低下などが挙げられることから、改正版コーポレート・ガバナンスコードにおいて政策保有株の縮減が求められております。

従いまして、政策保有株式の過度な保有（政策保有株式の保有額が純資産の 20%以上）が認められる投資先企業について、取締役の再任に反対を検討する基準を新設いたしました。

#### (3) ESG 課題への取組みを反映させる対応

当社は投資先企業が ESG 課題に取り組むことは非常に重要であると考えるとともに、株主として ESG 課題への取組みや情報開示を促すことが必要と判断しております。

ESG 課題をはじめとする重大な課題への取組みに関しては、投資先企業との建設的な対話（エンゲージメント）による判断を重視することにいたしました。

従いまして、対話（エンゲージメント）の申し入れに応じていただけない場合や、ESG 課題を始めとする重大な課題について継続的なエンゲージメントを通じて、改善や取組みが十分な対応がなされず、結果として中長期的な株主利益を著しく棄損、あるいはその恐れが高いと判断される場合は、取締役の再任に反対を検討する基準を新設いたしました。

## 2. 新型コロナウイルスの影響を考慮した議決権行使について

当社は、2020年5月に公表させていただきました通り、新型コロナウイルスの世界的流行による投資先企業への影響を勘案し、議決権行使に当たり平時とは異なる対応や判断が必要と考え、議決権行使を行ってまいりました。

具体的には、議決権行使におきましては、ガイドラインの一律の適用（賛否判断に必要な情報開示、企業の資本生産性の指標である ROE 参照等）を見合わせるなど、当面の間、受託者責任に即した形で状況を勘案した柔軟な対応を行なうことといたしました。

引き続き平時とは異なる対応や判断が必要と考え、上記の新型コロナウイルスの影響を考慮した議決権行使を継続いたします。

## 3. 改定後の議決権行使ガイドライン

[議決権行使ガイドライン（2022年2月改訂）](#)（PDF：310 KB）

以上